

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案要綱

第一 産業競争力強化法の一部改正

一 目的

この法律の目的を、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務を定めるとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新投資機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することとする。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その

他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものとする。

2 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源とすること。

3 この法律における「事業再編」について、他の会社の株式又は持分の取得に当該他の会社が関係事業者である場合を含むとともに、外国法人の株式若しくは持分又はこれに類似するものの取得に当該外国法人が外国関係法人である場合を含むこととする。

4 この法律において「特別事業再編」とは、事業再編のうち、事業者が、当該事業者と他の会社又は外国法人の経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して、その事業の全部又は一部の生産性を著しく向上させることを目指したものであつて、事業の全部又は一部の構造の変更をその株式のみを対価として他の会社又は外国法人の株式若しくは持分を取得することで行うとともに、新事業活動により当該事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓すること等に該当するものとする。

5 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生

産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置とすること。

6 この法律において「技術等情報漏えい防止措置認証業務」とは、次に掲げる業務とすること。

一 他の事業者が実施する技術等情報漏えい防止措置が、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要なものとして主務大臣が定める基準に適合している旨の認証を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯して、技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するために必要な指導及び助言を行うこと。

7 この法律において「特定事業活動」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動とすること。

8 この法律において「特定投資事業者」とは、民法に規定する組合契約によって成立する組合等であつて、特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援を行うものとする。

9 この法律において「特定政府出資会社」とは、政府がその発行している株式の総数の二分の一以上

に当たる数の株式を保有する株式会社であつて、出資を行うことを主たる業務とするもののうち、株式会社産業革新投資機構がその業務の遂行に支障のない範囲内で、その株式を保有する株式会社の業務の支援を行うことにより、当該株式会社が行う出資に係る業務のより効果的な実施を図ることが必要なものとして政令で定めるものとする。

10 この法律における「創業支援等事業」について、事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業を加えること。

（第二条関係）

三 国の責務

国は、基本理念にのっとり、事業者による新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動が積極的に行われるよう、規制の見直しその他の必要な事業環境の整備及び事業者に対する支援措置を行う責務を有することとする。

（第四条関係）

四 集中実施期間の撤廃

産業競争力の強化に関する施策の推進に当たって、平成二十五年度以降の五年年度の期間を産業競争力の強化に関する施策を集中的かつ計画的に実施する期間を集中実施期間としていたが、これを撤廃することとする。

(第四条、第九条、第十六条、第十九条、第二十三条、第六十六条、第二百二十七条関係)

五 実行計画の廃止

集中実施期間における産業競争力の強化に関する施策の総合的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るための産業競争力の強化に関する実行計画について、集中実施期間の撤廃に合わせて、廃止することとする。

(改正前の産業競争力強化法第六条及び第七条関係)

六 解釈及び適用の確認

新事業活動を実施しようとする者から、主務大臣に規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、確認の求めがあったときは、主務大臣及び関係行政機関の長は、理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表することとする。

(第七条関係)

七 主務大臣による情報の提供等

規制の特例措置の整備を求めようとする者及び規定の解釈及び当該規定の適用の有無について確認を求めようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする事。

(第八条関係)

八 事業再編の実施に関する指針

実施指針に掲げる事項として、国内外の市場において著しい成長発展が見込まれる事業分野及び当該事業分野に係る特別事業再編に関して留意すべき事項、相当数の事業者の事業活動に広く用いられる商品又は役務及び当該商品又は役務に係る特別事業再編に関して留意すべき事項を加えることとする事。

(第二十二条関係)

九 特別事業再編計画の認定等

特別事業再編に関する計画についての認定、変更の認定等について規定することとし、特別事業再編計画に関する特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例、剰余金の配当に関する特例等の特例措置を講ずるとともに、

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編円滑化業務、株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務の対象とすること。
(第二十五条から第四十七条まで関係)

十 事業再編に係る調査等

政府は事業再編の実施の円滑化のために必要があると認めるときは、市場構造に関する調査に加えて、国内外における経営資源活用共同化（研究若しくは開発を行うための施設若しくは設備を共同して整備すること又は情報システムを共同して構築することその他の事業者が経営資源を有効に組み合わせることをいう。）に関する調査を行い、その結果を公表するものとすること。
(第四十八条関係)

十一 事業再生の円滑化

事業再生の円滑化を図るため、債権に関する特定認証紛争解決事業者の確認、債権の弁済に関する再生手続の特例、債権の弁済に関する更正手続の特例の措置を講ずることとする。

(第四十九条から第六十五条まで関係)

十二 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針

技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針を定めることとする。 (第六十七条関係)

十三 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定等

認定技術等情報漏えい防止措置認証機関についての認定、認定の更新、承継、変更の認定、認定の取消し等について規定し、技術等情報漏えい防止措置認証機関における秘密保持義務、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対する改善命令、技術等情報漏えい防止措置認証業務の廃止の届出について規定するとともに、中小企業信用保険法の特例、独立行政法人情報処理推進機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定技術等情報漏えい防止措置認証機関協力業務の特例並びに認定技術等情報漏えい防止措置認証機関以外の者の表示の制限を措置することとする。

(第六十八条から第七十九条まで関係)

十四 株式会社産業革新投資機構の出資機能の見直し

1 株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）の目的を、最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援を行うこ

とにより、我が国において特定事業活動を推進することとする。

(第八十条関係)

2 株式の政府保有について、政府は、常時、機構が発行している株式の総数の三分の二以上に当たる数の株式を保有するものとする。

(第八十二条関係)

3 機構の名称を、株式会社産業革新投資機構とすること。

(第八十五条関係)

4 産業革新投資委員会の権限として、第一百三条第一項の特定資金供給の対象となる事業者及び当該特定資金供給の内容の決定、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価、保有する認可特定投資事業者の有価証券又は債権の譲渡その他の処分の決定をすることとする。

(第九十五条関係)

5 産業革新投資委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならないこととする。

(第九十六条関係)

6 機構の監査役は、産業革新投資委員会に出席し、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価を行おうとするときその他必要があると認めるときは、意見を述べなければならないこととする。

(第九十七条関係)

7 機構の業務の範囲として、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価を加えるとともに、業務

の遂行に支障のない範囲内で、特定政府出資会社が行う出資に係る業務の効果的な実施に関する基本方針の策定並びに特定政府出資会社が発行する株式の譲受け及び保有等を行うことができることとする。さらに、機構の目的に資する業務を営もうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、当該業務を行うことができることとする。 (第百一条関係)

8 経済産業大臣は、特定資金供給の対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定するに当たって機構が従うべき投資基準を定めるものとし、この投資基準において定める事項を規定するとともに、投資基準の策定に当たっての手続を措置することとする。 (第百二条関係)

9 特定資金供給に関する認可、変更の認可等について規定することとともに、認可特定投資事業者の業務の実績に関する評価を行うこととする。 (第百三条から第百六条まで関係)

10 特定政府出資会社の主務大臣は、財務大臣に協議の上、機構に対し、政府が保有する特定政府出資株式会社の株式の全部を、評価委員が評価した価額で譲り受けることを求めるものとする。また、機構による特定政府出資株式会社の株式の譲受けに関する規定等を措置することとする。

(第百十一条から第百十四条まで関係)

11 機構は、その取締役の報酬等及び職員の給与の支給の基準を定め、これを経済産業大臣に届け出るとともに、公表しなければならないこととする。また、機構は、優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮するものとする。

(第二百十条関係)

12 経済産業大臣は、機構の業務の実績に関する評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。

(第二百二十三条関係)

13 その他、機構に関する所要の規定を整備すること。

十五 報告の徴収

1 経済産業大臣は、認定特別事業再編事業者に対し、認定特別事業再編計画の実施状況について報告を求めることができるとすること。

(第百四十四条関係)

2 経済産業大臣は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に対し、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施状況について報告を求めることができるとすること。

(第百四十五条関係)

十六 主務大臣

この法律における主務大臣について定めること。

(第百四十七条関係)

十七 その他

資金の確保、雇用の安定等、中小企業者への配慮について、必要な見直しを行うとともに、罰則について、所要の規定を設けること。
(第六章雑則及び第七章罰則関係)

第二 中小企業等経営強化法の一部改正

一 定義

1 この法律において「経営力向上」とは、現に有する経営資源又は事業承継等により他の事業者から取得等した経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることとする。

2 この法律において「事業再編投資」とは、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）が行う中小企業者等に対する投資事業（主として経営力向上（事業承継等を行うものに限る。））を図る中小企業者等に対するものであることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限

る。)であつて、当該中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導を伴うことが
確実であると見込まれるものとして経済産業省令で定めるものをいうものとする。

(第二条関係)

二 基本方針において定めるべき事項の追加

1 事業再編投資の内容に関する事項、事業再編投資の実施方法に関する事項、その他事業再編投資の
促進に当たつて配慮すべき事項を追加すること。

2 情報処理支援業務の内容に関する事項、情報処理支援業務の実施体制に関する事項、情報処理支援
業務の実施に当たつて配慮すべき事項を追加すること。
(第三条関係)

三 経営力向上計画の認定等

経営力向上計画に、特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位であつて、当該経営力向上の
ために事業承継等により当該承継等中小企業者等が承継しようとするものを記載することができると
すること。経営力向上計画に特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位が記載されている場
合において、主務大臣が経営力向上計画の認定をしようとするときは、当該特定許認可等をした行政庁

に協議し、その同意を得ること等について規定することとし、認定に当たっては、特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を承継する等の特例、協業組合等における発起人の定数の引き下げの特例、事業譲渡の場合の債権者の異議の催告等の特例措置を講ずること。

(第十三条及び第十四条並びに第二十三条から第二十五条まで関係)

四 事業再編投資計画の認定

事業再編投資に関する計画についての認定、変更の認定等について規定することとし、事業再編投資を円滑化するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編投資円滑化業務の対象とするのと。

(第十六条、第十七条及び第二十一条第二項関係)

五 認定経営革新等支援機関の認定等

認定経営革新等支援機関の認定に欠格条項、認定の更新及び廃止の届出等を追加すること。

(第二十七条から第二十九条まで及び第三十一条関係)

六 認定情報処理支援機関の認定等

認定情報処理支援機関についての認定、認定の更新、変更の認定等について規定することとする。

もに、情報処理支援業務に関する特例措置を講ずることとする。

(第三十八条から第四十二条まで関係)

七 報告の徴収

1 経済産業大臣は、認定事業再編投資組合に対し、認定事業再編投資計画の実施状況について報告を求め、求めることができるものとする。

2 経済産業大臣は、認定情報処理支援機関に対し、情報処理支援業務の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(第五十九条関係)

八 主務大臣

この法律における主務大臣について定めること。

(第六十一条関係)

第三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

一 経済産業大臣の認定

1 会社である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じているこ

とにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものと認められるときは、その認定をするものとする。

2 個人である中小企業者が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められるときは、その認定をするものとする。

3 事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることその他経済産業省令で定める事由が生じていることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められるときは、その認定をするものとする。

(第十二条関係)

二 中小企業信用保険の特例

1 認定を受けた中小企業者であつて、経営承継準備関連保証（中小企業信用保険法に規定する普通保険等に係る債務の保証であつて、認定を受けた中小企業者（一の1及び一の2に該当する者に限る。

）が承継に不可欠な資産を取得するために必要な資金に係るものをいう。）を受けたものについては、特別枠の設定等の措置を講ずるものとする。こと。
（第十三条第三項関係）

2 認定を受けた事業を営んでいない個人であつて、特定経営承継準備関連保証（中小企業信用保険法に規定する普通保険等に係る債務の保証であつて、当該事業を営んでいない個人が承継に不可欠な資産を取得するための資金に係るものをいう。）を受けたものについては、当該事業を営んでいない個人を中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして、普通保険等の規定を適用すること。

（第十三条第四項関係）

三 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は認定を受けた事業を営んでいない個人に対し、承継に不可欠な資産を取得するための資金その他の当該事業を営んでいない個人が必要とする資金を

貸し付けることができるものとする。

(第十四条第二項関係)

四 指導及び助言

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うものとする。

(第十五条第三項関係)

第四 中小企業倒産防止共済法の一部改正

- 一 独立行政法人中小企業基盤整備機構がその中小企業者の取引の相手方たる事業者に共済金を貸し付ける事態の追加

電子記録債権法第二条第二項に規定する電子債権記録機関（同法第五十六条に規定する業務規程において金融取引の停止に係る事項を定めており、かつ、経済産業省令で定める数以上の金融機関が参加するものに限る。）において、その電子債権記録機関で電子記録債権を取り扱う金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされることを追加すること。

(第二条関係)

二 契約の解除の例外の追加

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、共済契約者が経済産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠った場合に、経済産業省令で定める正当な理由がある場合は、共済契約を解除しないことを追加するものとする。

(第七条関係)

第五 中小企業基盤整備機構法の一部改正

一 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

1 事業再編投資を円滑化するため、認定事業再編投資組合が認定事業再編投資計画に従って事業再編投資を実施するために必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うことができるものとする。

2 認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行うものとする。

3 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進のため、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の依頼に応じて、その行う業務に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行うものとする。

と。

4 中小企業者の経営の承継の円滑化のため、商工会又は商工会議所の依頼に応じて、専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うものとする事。
(第十五条関係)

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 附則

- 一 この法律の施行期日及び検討について必要な規定を設けること。
(附則第一条及び第二条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第三条から第十七条まで関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第十八条から第三十条まで関係)